

## 寄附金に対する税制上の優遇措置について

**所得税の控除** 所得税の控除には「所得控除」と「税額控除」があり、どちらかが適用できます。

### (1) 所得控除 (寄附金の10%弱が控除)

特徴 : 所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方に効果が大きい。

算出方法: ① 当初の税額 = (収入額 - 所得控除額) × 税率

② 控除後の税額

= (収入額 - (所得控除額 + 寄附金額 \* 1 - 2,000円)) × 税率

③ 控除額 = ① 当初の税額 - ② 控除後の税額

### (2) 税額控除 (寄附金の40%弱が控除)

特徴 : 税額を算出した後に、税率に関係なく寄附金の40%を控除するため、小口の寄附者の方に効果が大きい。

算出方法: ① 控除額 \* 2 = (寄附金額 \* 1 - 2,000円) × 40%

\*1 算出時の 年間の寄附金額は「同年の総所得金額等の40%」が限度額

\*2 控除額は「その年の所得税額の25%」が限度額

東京都国立市在住Hさん  
(所得金額500万円)

後援会へ 50,000円 を寄附、  
確定申告をすると…

所得税の控除(2) 税額控除 を選択

(50,000円 - 2,000円) × 40%

= 19,200円

+

住民税の控除

(50,000円 - 2,000円) × 10%

= 4,800円

=

合計 24,000円

最大約50% が還付されます

## 住民税の控除 東京都民に限定

当後援会にご寄附された翌年1月1日のご住所が東京都の方は4% (都民税分)が、さらに国立市の方は6% (市民税分)が住民税から控除されます。

### 東京都民の場合 (都民税分 4%)

(寄附金額 \* 3 - 2,000円) × 住民税控除率 (4%) = 住民税控除額

### 国立市民民の場合 (都民税分 4% + 市民税分 6%)

(寄附金額 \* 3 - 2,000円) × 住民税控除率 (10%) = 住民税控除額

\*3 控除対象となる寄附金額は、ご寄附された年の総所得金額等の30%が上限



## その他

### 1) 法人の寄附金について

寄附金損金算入限度額に相当する金額を超えない額で損金に算入できます。

### 2) 相続等財産(寄附財産)について

相続又は遺贈財産額は当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算基礎から除かれず(租税特別措置法第70条)(相続税法第12条3号)。

### 3) 遺贈基金制度について

一橋大学後援会は、当財団の財政基盤強化のため如水会と協力して遺贈基金制度を設けました。詳しくは如水会または後援会にお問い合わせください。



左記URLまたはQRコードからアクセス、  
もしくは一橋大学後援会で検索してください

公益財団法人一橋大学後援会

〒186-8601 東京都国立市中2-1 国立大学法人一橋大学内

TEL/FAX 042-580-8071 E-mail kifu-moshikomi@hit-u-koenkai.or.jp

http://www.hit-u-koenkai.or.jp/index.html

一橋大学後援会

検索



# 公益財団法人 一橋大学後援会

後援会への寄附金の

最大約50%が

還付されます

(ただし、その年分の所得税額の25%相当額が限度額となりますのでご注意ください。)  
詳細は税務署等でご確認ください。



# みなさまからの温かいご支援が一橋大学を育てます 今までも、そしてこれからも

一橋大学の教育・研究を一層飛躍させるため  
当後援会へのご寄附を是非ともお願いいたします

## ☐ ごあいさつ

一橋大学後援会は、「一橋大学における教育・学術研究活動の充実・国際交流の促進並びに教育・研究施設の拡充整備等に必要な援助を行い、もって世界の教育・学術の発展に寄与すること」を目的として、平成24年4月1日に内閣総理大臣から移行認定を受けました（創設は昭和31年11月28日）。

当後援会は、設立当初から、母校である一橋大学が一層発展すべく、各種の事業活動を通して支援を行って参りましたが、これからも継続して支援を行っていく所存であります。

今後とも当後援会の事業につきまして、格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2019年6月

公益財団法人 一橋大学後援会  
理事長 大枝 宏之



## ☐ 一橋大学の教育及び研究の推進支援 総額5億円 ～ 過去12年間の主な実績 ～

2007年度～2018年度

1. 海外20ヶ国に44名の研究者を派遣して、調査・研究の推進を支援(約6千万円)
2. 学生の健康相談や就職関係事業の実施を支援(約1億円)
3. 海外の著名研究者を招聘や、国際交流セミナーの開催など国際化推進事業を支援(約6千万円)
4. 古典資料センターの貴重資料の修復作業を支援(約5千万円)
5. オープンキャンパス及びホームカミングデーなど大学行事等の運営を支援(約8千万円)
6. 大学の研究成果を社会に還元するアカデミア事業の開催を支援(約3千万円)
7. EU研究及び全学的な共同研究を実施するための研究費を支援(約1億2千万円)

## ☐ 事業内容

【一般事業：大学の教育及び研究の推進】

1. 教育・学術研究活動に対する事業を支援
  - 1) 教員等海外派遣事業
  - 2) 大学運営等支援事業
  - 3) 学生相談支援事業
  - 4) 就職支援事業
  - 5) アカデミア支援事業
2. 教育・研究の国際交流に対する事業を支援
  - 1) 外国人研究者等招聘事業
  - 2) 国際交流セミナー事業
  - 3) 国際化支援事業
  - 4) 受入交換留学生奨学金事業

【指定事業：寄附者の寄附目的に沿った事業】

1. 武山基金（若手研究者の研究成果出版を支援）
2. 学問風土育成基金（寄附講義等の実施を支援）
3. 課外教育振興基金（学生のクラブ活動推進を支援）
4. 植樹会基金（大学のキャンパス緑地整備を支援）
5. 障害学生支援基金（障害学生の就学・生活上の支援）
6. 大学史編纂基金（大学史編纂事業を支援）
7. HEPSA交換留学生基金（海外派遣留学を支援）
8. 傘寿記念基金（傘寿を迎えた如水会員による学生支援）
9. 育児支援基金（教職員・学生を対象に育児支援）
10. 災害奨学金基金（被災学生に対する支援）

## ☐ 税制上の優遇措置について

公益財団法人一橋大学後援会への寄附金は、

①所得税 ②住民税

のそれぞれの控除が適用されます。

寄附金控除を受けるには、ご寄附された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行ってください。

確定申告の際には、後援会からお送りいたします

**領収書、認定書、税額控除に係る証明書**

をご用意ください。確定申告についてのご相談は所轄税務所へお問い合わせください。

## ☐ ご寄附のながれ

1. お申込み  
寄附申込書に必要事項を記載の上、E-mail（申込書を写真撮影し添付ファイルにて送信可）、FAXまたは郵便でお送りください。
2. ご入金  
指定の金融機関にお振込ください。
3. 必要書類の受領  
ご入金を確認次第、寄附金控除を受ける際に必要な書類をお送りします。

## ☐ ご顕彰について

ご寄附について、ご芳名及び金額を「如水会会報」に掲載させていただきます。ご希望により、匿名での掲載、一切掲載しない、ことも可能です。寄附申込書所定の記載欄にご記入ください。